

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町瀬戸口24
電話 2-9772

一学期学校訪問を 終えて

終えて



本年度の学校訪問を計画するにあたり、各校からの要望や事務所スタッフの反省を踏まえ、**把握を目的とした**

I 計画学校訪問

○助言指導を目的とした

II 申請学校訪問指導

の二種類を設定しました。詳しくは四月に配布した「平成三十年度学校訪問指導実施要領」をご覧ください。
学校訪問の際、指導主任の心構えとして、

☆学校の主体性を尊重する

☆指導主任は学校の後方支援者

教職員の心に灯を灯す関わりを
つなぐ

を、共通理解して臨みました。

五月中旬から七月初旬にかけて管内すべての小中学校を訪問し、全学年級の授業を参観させていただきました。お忙しい中、対応いただいた方がたくさんありました。
今学期の訪問を通して、授業力向上

のための日々の校内研修を意識した取組を実施して、各学校がありましたのでその一部について紹介いたします。

ある中学校では、研究主任が中心となり、全教員が授業を定期的に公開し、授業改善を図ろうと計画して

いました。具体的には「① 週間に一人ずつ実施②空き時間の教員が観

員に配布③授業者は略案を作成し教職員に配布④授業参観者は、参観用紙

⑤その学校独自で作成された授業を

観る視点や感想を書けるもの⑥気づきや感想を記入し、授業者に渡す。」

といった取組です。これは、授業力

の向上を目指したものではありません

が、「生徒の様子を多角的な目で観る機会」とも捉え、生徒理解の視点

も含めた実践として取り組んでおられます。

また、ある小学校では、校内授業力向上担当者が中心となり、お互いの授業を気軽に見合い、職員室で授業について話れるようになった、という思いから、「授業参観ウィーク」を設定して、参観した教員は、「自分化シート」に取り入れた点や改善点を記入する

という方法でした。

どちらの例も、授業改善、授業力向上に向けた日々の校内研修と言えど思えます。

児童生徒が学校過剰な時間のほとんどが授業時間です。この授業の充実が学力向上に通じるものですが、児童生徒にとつて、心の安定剤でもありません。心から授業を楽しみ、自分から学び続ける人を育てたい、ことに

もつながるのではないでしょうか。
授業参観や研究協議をする際の視点として、平成三十年度、各教科等の指導の重点に掲載されている「校内研修実施にあたって(五ページ)」に「授業改善につながる共同省察の7つの要素」【授業改善につながる研究協議のポイント】が示されています。より充実した協議にするための参考にしてください。

一学期以降も、授業の充実のために、情報提供等により支援させていただきます。

(文責 森)

英語教育推進リーダー等による公開授業

この事業は、「小・中学校の英語教育推進リーダー等による授業参観を通して、新指導要領が目指す英語力を児童生徒に身に付けさせる

ために必要な指導方法等について実際の授業の場で確認し、各自の授業改善に生かす」ことをねらいとする事業です。

七月六日(金)に、西郷小学校の濱田貴士教諭に公開授業をしていただきました。新しく第五学年の学習内容に加わった三人称「he」「she」を主語として、できることやできないことを表現する内容を扱った単元

で、第二者についての表現における気づきをねらいとした素晴らしい授業でした。

以下、参観者の感想を紹介いたします。
○中学校では「かみそり知識偏りのある授業展開」でしたが、今日の授業は「ミニミニシヨシ活動」で、英語の「英語の間のあひだ」を、命を大事にしてください。中学校教諭

○英語の準備、展開の仕方など、その中の学びも素晴らしい。特に「かみそり」の展開の仕方を、もっととって、英語の教科書にないことを実感し、安心して学ぶことができました。(小学校教諭)

○子供たちが授業に「意欲をもって参観参加している様子がとても印象的でした。ねらい明確く、子供が自然性を感じ、授業臨んでいる様子

一番のお土産として持って帰ります。(小学校教諭)

英語を使う「必然性」にこだわった単元構成や課題設定、英語を「道具」として使わせる工夫など、参考にしたい点が満載の授業でした。

なお、島根県教育委員会のウェブサイトに、エイオスで指導案を公開いたしますので、活用ください。(文責 森)

わたしぶね

今月は、旅行命令により旅行する際の注意点についてお知らせします。

★旅行命令について★

旅行は、所属長の発する旅行命令により行います。旅行者は、必ず事前に旅行経路及び交通手段を確認し、命令どおり旅行してください。自己都合により、命令どおりに旅行できない場合は、必ず事前に所属長の了承を得る必要があります。

なお、自己都合により旅行命令に反し、合理的な経路から逸脱した場合、一部旅費が支給できない場合がありますので、ご注意ください。

★領収書について★

○必要な記載事項
発行日、発行者、利用日、利用の内訳(区間、便名等)、金額。(宿泊

施設の場合は、朝食・夕食の有無、一泊分の宿泊料金の記載も必要です。)

○記載事項不足の場合
旅費関係提出書(領収書添付用紙)の余白に不足事項を追記してください。(発行者以外、領収書の余白に追記しないこと)

なお、航空機を利用した旅行で、領収書に便名等の記載がない場合は、搭乗券半券等の添付が必要となります。

○領収書を紛失した場合

原則、再発行を依頼してください。再発行が困難な場合は、支払確認書により所属長が支払額を確認し、領収書に代えることができます。

★路線バスについて★

路線バスを利用した場合は、バス代の実費額が請求できます。

旅行する際には、利用したバス停名(正式な名称)及び運賃を必ずメモして帰り、旅行報告書に記載し、所属長へ報告してください。

旅行命令により旅行する際は、以上の点について再度ご確認いただき、旅費の支払い事務がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。

(総務課 宮原)

